



【照会先】

郡山労働基準監督署

副 署 長 葛西 翠

第一方面主任監督官 村上 航

電 話 024-922-1370

## 労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

### 労災かくし（労働者死傷病報告書の未提出及び虚偽報告）の疑い

郡山労働基準監督署（署長 齋藤 勝）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を郡山区検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1 被疑者

(1) 株式会社 <sup>グロウライン</sup> Glow Line

所在地：福島県郡山市亀田一丁目55番2号

事業内容：建設業

(2) 同社代表取締役（44歳・男性）

#### 2 事件の概要

令和4年6月22日、福島県郡山市堂前町内で施工する店舗の増改築工事現場において、株式会社Glow Lineの労働者Aが、携帯用丸のこ盤を使用して外壁の下地となる木材を切断中、携帯用丸のこ盤の歯が左手指に接触して負傷し、4日以上 of 休業を要する労働災害が発生した。

本件労働災害について、本来は、災害発生地を管轄とする郡山労働基準監督署長に対し、遅滞なく、労働者死傷病報告書を提出しなければならないのに、同社の代表取締役は、令和5年12月27日に至るまで同報告書を郡山労働基準監督署長に対し提出せず、提出した同報告書についても、工事名、被災地の場所等を偽った内容で作成し、提出した疑い。

#### 3 被疑条文（別紙1「関係法令」参照）

労働安全衛生法違反

同法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

同法第120条第5号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

#### 4 參考資料

別紙 1 關係法令

別紙 2 労働者死傷病報告書

## 関係法令

### ●労働安全衛生法（抄）

（報告等）

第 100 条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（略）

（罰則）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1～4 （略）

5 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

6 （略）

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### ●労働安全衛生規則（抄）

（労働者死傷病報告）

第 97 条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第 23 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が 4 日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における当該事実について、様式第 24 号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

# 労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係)(表面)

労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること。)										事業の種類			
81001													
都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号													
事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと。)													
カナ													
漢字													
工事名													
職員記入欄	都道府県   所管   管轄   基幹番号   枝番号   被一括事業場番号										派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号		
派遣先の事業の労働保険番号													
事業場の所在地				構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称				派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称		派遣先 派遣元 提出事業者の区分			
電話 ( )													
郵便番号		労働者数		発生日時 (時間は24時間表記とすること。)									
				7:平成 9:令和									
被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること。)										生年月日		性別	
カナ											1:明治 3:大正 5:昭和 7:平成 9:令和		( )歳
漢字											職種		経験期間
休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○)				傷病名				傷病部位		被災地の場所			
休業見込													
災害発生状況及び原因										略図(発生時の状況を図示すること。)			
①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。													
<p>労働者が外国人である場合のみ記入すること。</p> <p>国籍・地域 ( ) ( ) 在留資格 ( )</p>										<p>国籍・地域コード 在留資格コード</p> <p>職 起 因 物 店 社 コード 業 種 分 類</p> <p>欄 事 故 の 型 発 注 者 種 類 事 業 場 等 区 分 業 務 上 疾 病 (1) 自由設定項目 (2) (3)</p> <p>1:該当 2:非該当</p>			
報告書作成者 職 氏 名													

年 月 日

事業者職氏名

受付印

郡山 労働基準監督署長殿

備考

- 1 □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（OCIR）で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄、記入枠及び職員記入欄は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明瞭に記入すること。

なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「パ」等と記入すること。

- 4 「性別」、「休業見込」及び「死亡」の欄は、該当する項目に○印を付すこと。
- 5 「事業場の名称」の欄の漢字が記入枠に書ききれない場合は、下段に続けて記入すること。
- 6 派遣労働者が被災した場合、派遣先及び派遣元の事業者は、「提出事業者の区分」の欄の該当する項目に○印を付した上、それぞれ所轄労働基準監督署長に提出すること。
- 7 「経験期間」の欄は、当該職種について1年以上経験がある場合にはその経験年数を記入し、1年未満の場合にはその月数を記入し、該当する項目に○印を付すこと。
- 8 「国籍・地域」及び「在留資格」の欄は、第97条の労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者を除く。）である場合に、入管法第2条第5号に規定する旅券、入管法第19条の3に規定する在留カード又は入管法第20条第4項に規定する在留資格証明書により確認し、記入すること。

なお、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第28条第1項の規定による外国人雇用状況の届出と同様の国籍・地域及び在留資格を記入すること。